



日本弁理士会 副会長
神林 恵美子

辨 理 士

今月のことば

monthly word

1. 始めに

「辨理士」というこの「弁理士」の旧漢字を初めて目にしたのは、弁理士登録後まだ間もない新人研修（当時は今のよう登録前に義務付けられている実務修習の制度はなく、登録後に任意で受けることができた研修制度でした）の講義の一つにおいてでした。その時、今では弁理士と弁護士は同じ「弁」という漢字を使っているけど、旧漢字では、弁理士は「辨理士」、弁護士は「辯護士」という異なる漢字を書くということも知りました。

「辨理士」の旧漢字については、私の諸先輩の先生方にとっては常識事項であり、このパテント誌でも、過去に浅野勝美会員「弁理士というネーミングの由来」（パテント 2001. Vol. 55. No. 1）等の記事で言及されています。しかしながら、そうした記事が掲載されてから大分時間が経過していますし、eラーニングを主体としている今の実務修習では、なかなかこうした話を聞く機会もないかもしれないと考え、今さらながらですが、パテント誌の紙面をお借りすることにしました。

2. 「辨理士」の「辨」

では、「辨理士」の「辨」の字がどのような意味を持っているかといいますと、この字の中央の「リ」は「刀」を意味し、刀を持って二つに分ける意味を表し、「物事の区別を見分けること」（goo辞書）という字義だそうです。刀で一刀両断のごとくに判じ分けるというのは、ちょっと乱暴に思われるかもしれませんが、私個人としては、弁理士にとっての刀は、条文であると理解しています。私がまだ受験生だった当時、事務所のお昼休

みを利用して受験生みんなで勉強会を行っていました。あるとき、法令集を持たずに勉強会に参加したところ、先輩受験生に「ばかやろう！刀を持たずに何をするつもりでここに來たんだ」と怒られたことがあります。「刀」の意味が分からずにきょとんとしていると、「条文は弁理士の刀だろう。唯一の武器だろう。出願手続きも特許権も、全部条文に基づくものなんだ。」と言われました。

確かにその通りであり、私たちが日常携わっている仕事は、全て知的財産権法の条文に基づいて処理しているものであり、条文を根拠として出された拒絶理由に対して、条文を根拠として意見書で反論し、商標の類否、発明の進歩性を論じているわけです。したがって、条文こそが意見書などで戦う場合の唯一の武器と言えます。

噂では、最近の弁理士試験の受験生は、条文を読まずに、レジュメ暗記に終始していると聞いています。自分が受験生の頃は、暗記するほどに条文を読み込み、工業所有権法逐条解説（いわゆる青本）を持ち歩いて、満員の通勤電車の中で周囲に気を遣いながら読んでいたものでした。願わくば、条文を読まずに合格してしまった若手の方々にも、時間を見つけて条文の読み込みをやっただけ、弁理士という士業の刀を磨いていただきたいものです。

因みに、「辯護士」の「辯」の字は、「物の言いよう、話の仕方、話、言葉で言い表すこと」（goo辞書）という意味だそうです。これは、テレビドラマの法廷などで弁舌さわやかに主張を展開する弁護士さんのイメージにぴったり当てはまるように思えます。

3. 「辨理士」の「理」

次に「理」の文字は「理（ことわり）」であり、「物事の筋道，条理，道理」（goo 辞書）を意味し、「辨理」は「物事を判別して適切に処理すること」（goo 辞書）となるそうです。我々弁理士の仕事は，特許又は登録の可能性を判断したり，侵害の有無などを判別したりする仕事であり，その「判じ分ける」作業は，「理」（理論，理屈）に基づいて行われるわけですから，我々弁理士の職業をうまく言い表している言葉と言えます。

上述の浅野勝美会員の Patent 記事では，「理」は「因縁なり」という般若心経の解説文を引用し，解決手段（クレーム）と解決課題（発明目的）との間を理由づける因果関係を明らかにする，即ち「特許請求すべき範囲を設定し，これを解決課題との関係から明細書において自然法則に則って十分に理由付けする」ことが弁理士の基本的な職務内容であると述べられています。

私たちの仕事では，出願書類，意見書，審判請求書などの書類作成が圧倒的な分量を占めており，例えば法文上は当事者系審判は口頭審理となっても，実際には書面審理で行われることがほとんどです。

言葉で主張を展開する場合，アイコンタクトや声の抑揚，間の取り方といったプレゼンテーション技術がものをいいますが，書面で主張を展開する場合は，そういう技術は無用の長物となります。意見書の場合は，審査官等に何度も読み返され，入念に理論構成をチェックされますので，それに耐えうるような，明瞭な理由付けと文章構成力が要求されます。

したがって，我々弁理士は，適用される法律についてのしっかりした知識，その技術分野についての理解を持ち合わせた上に，その発明の動作原理についての洞察などをベースとして，引例との相違などを理論的に主張展開していく必要があります。また，商標の調査報告書にしても，単に先願先登録の商標の登録番号を記載するのでは足りず，何故，その先願先登録の商標が，本件商標に類似し得るのか，仮に拒絶理由通知を受けた場合には，どのような反論が可能で，その成功に見込みはどの程度のものであるか等，きちんとした理

由づけと登録状況等に基づいて説明しなければなりません。

4. 「辨理士」の「士」

「士」は，「学問，道徳などを身にそなえた尊敬に値する人物，さむらい，一定の資格，職業の人」（goo 辞書）だそうですが，冒頭の新人研修では，「弁理士の士は，侍，即ち士族を意味するのだから，過度の儲けに走ることなく，侍としての誇りを持って仕事にあたれ」と訓戒を受けました。

「武士は食わねど高楊枝」ということわざの通り，気位を高く持って生きるべき，ということは理解できますが，弁理士も職業である以上，食べていかなければならないわけです。ただ，この仕事に長年従事して分かったことは，やはりその場限りの利益に走ってはいけないということです。

私は商標専門屋ですが，例えば，商標の識別力が欠如している場合など，この商標は出願する必要はない，と依頼人にアドバイスすることがあります。依頼人の希望通りに出願すれば，とりあえず，出願手数料は入りますが，不要な出願は不要と言い切ってしまうことにより，却って依頼人の信頼を得ることができ，次の仕事，また次の仕事へと繋がっていきます。

弁理士の仕事は一過性ではなく，出願して登録又は特許になったら，毎年の年金，あるいは10年後の更新登録手続きといった永続性が要求される仕事です。したがって，そうした長いスパンで物事を見ることも必要と思います。

5. 最後に

この原稿を書いているときに，現職警察官の飲酒運転，現職公務員の痴漢事件といったモラルの低い事件が耳に飛び込んできました。そうした事件にまで至らなくとも，巷ではパワハラ，セクハラといった話も日常的に聞かれます。何とも情けない世の中になったものですが，せめて士族たる辨理士は，そうした話とは無縁の存在であってほしいと願います。常に聖人君子であれ，とまでは言いませんが，辨理士の「理」は「理性」の「理」でもあるべきと考えます。